

令和2年10月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年10月総会

萩市農業委員会総会議事録

10月20日(火) 午後1時00分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第60号 職員の任免について
議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第63号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
議案第64号 農用地利用集積計画の決定について
議案第65号 農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について
議案第66号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について
議案第67号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第68号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番 品川民雄	2番 田村廣
3番 原田知美	欠番
5番 小野村壽美夫	6番 佐伯泰資
7番 烏田茂夫	8番 長富繁美
9番 原川久美子	10番 岡崎弘明
11番 松田由美子	12席 守永正範
欠席 鈴川肇	14席 藤田芳昭
欠席 中村博和	16番 矢次利典
17番 吉村剛	18番 尾木武夫
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

5番 小野村壽美夫 14番 藤田芳昭

○議事

事務局長 只今から、令和2年10月萩市農業委員会総会を開催いたします。
農業委員会委員18名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議

事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 小野村委員、14番 藤田委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第60号「職員の任免について」を議題に供します。事務局職員の人事異動に伴う案件です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第60号の説明

議 長 以上の説明のとおり、10月1日付けでの人事異動です。萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。

議案第60号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案60号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第61号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案61号第1項についてご説明いたします。議案は、4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに畑、面積179㎡外2筆、畑の面積が864㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は7,284㎡です。譲渡人は●●●の●●●さんです。権利の種類は所有権移転で売買です。

申請理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢のため維持管理が難しく後継者もないこと。譲受人の●●●さんは自宅近くの柚子園であり、効率的な管理ができること等から、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、取得後の農作業従事日数は、ご本人さん280日、奥さん280日となっています。

次に場所ですが、現地については10月8日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から北へ約4.1kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●の●●●から●●●の●●●を結ぶ市道の沿線に位置し、●●●側の県道から約3.4km入った所です。付近には、ほ場整備田もございますがここは地区外です。

営農計画ですが、取得後は柚子を栽培し、JA、業者に出荷される予定です。通作については0.7km程度、車で数分です。

農機具は、草刈機1台、軽トラック1台を保有されています。

周辺農地、地域農業者との調整について、特に問題と思われる事項はございません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第7番 この案件につきましては、10月8日に6名で現地を確認いたしました。先ほど事務局から細部にわたりまして説明がありましたが、●●●さんは高齢で後継者もおられないことと、そしてこの畑地には50本程度の柚子の木が植えてあります。それを今後●●●さんが管理することは大変難しいことと、反面●●●さんも柚子を栽培しておられますので、この地番を取得することによって、農業経営の拡大を図ることができると思いますのでよろしくお願ひいたしま

す。

議長 これより質疑にはいりません。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定する事に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 第1項についてご説明いたします。議案は、6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

10月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっている第1種農地及び公共投資の対象となっていない第2種農地です。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積762㎡外2筆で、合計1,953㎡です。

場所ですが、こちら側が●●●側になりまして、ここからもう少し●●●の方に進んだあたりになります。●●●沿いでこちらの方に●●●さんがありまして、そのとなりに●●●がありまして申請地がこちらになります。こちらの●●●が第2種農地で、外の2筆が第1種農地になります。転用者は●●●で、所有者は●●●さんです。こちらの黄色になっている部分と一体利用します。

(スクリーンに分間図を表示)

次に転用目的ですが、●●●が申請地を買い上げ、申請地に隣接する既存の工場敷地を拡張するものです。申請地には第1種農地が含まれますが、既存施設の拡張であり、拡張面積が既存施設の2分の1以下であるため適当です。

申請地は、北側は畑と山林、東側は雑種地、西側・南側は道路に接しています。隣接する畑は申請地所有者の●●●さんの所有の土地、または●●●さんが相続権をお持ちの土地であるため、問題ありません。

●●●さんでは木質パレットを製造されているのですが、その木質パレットをこちらの図の四角のところに置かれる予定となっております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に用排水計画ですが、雨水は自然流加で地下浸透、汚水は発生せず適当です。

被害防除計画ですが、1. 5 mから2. 1 m盛土を行い整地します。また、法面には芝を張り保護します。土砂等の流出の恐れはなく適当です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 先般、現地確認をいたしました。立派な説明をされたので私の言うことはほとんどないのですが、●●●さんは今、●●●のほうに在住されておられるということで、現在は遊休農地がどんどん増えている中で誰かにお願いして、耕作してもらおうというのは大変難しい状況でございます。そういう中で、●●●は景気がすごく良いようでございますが、買い取って工場の拡張ということにつながるんだと思います。こういう風な会社が繁栄するということは、地域にとっても大変素晴らしいことだと思いますし、またこれが地域活性化につながるんじゃないかと。また雇用もひょっとしたら増えるんじゃないかと期待しておるところです。遊休農地の防止策ということにおいても、素晴らしいことだと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 丁寧な説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

事務局に質問ですが、この木質パレットの使途、使い方を教えて

ください。

事務局 荷物などを輸送する際に、下に木質パレットを置いて、その上に荷物を積むことで、フォークリフトなどのつめが入るようにして運搬の効率を上げるためのものです。

議長 燃料ではないのですか。

事務局 燃料ではないです。運送の際に使います。

〇〇〇推進委員 あのですね、●●●というのは、パレットを作っているんです。それを急傾斜みたいなところにたくさん並べていて、当日も現地を確認する時に、動かす時上がぐらぐらゆれて、みなさんが怪我をされるのではないかと冷や冷やしておりました。そういう状況の中でパレットの量が増えていて、どんどん輸出もされておるという話も聞いております。パレットは木ですが普通、鉄のものもあるのですが、外国の方から輸入して作っておると、私も何度か行ったことがあります、そのような状況です。

議長 ありがとうございます。

それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明いたします。議案は、6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から2.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない第2種農地です。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積863㎡です。転用者は●●●さんで、所有者は●●●です。

位置ですがこちらのあたりが●●●さんからもう少し●●●側に進んだところになります。こちらに●●●線がありまして、こちら

に●●●の公会堂があります。そして申請地がこちらになっております。

(スクリーンに分間図を表示)

転用目的ですが、転用者が申請地を譲り受け、農家住宅及び農業用倉庫を建設するもので適当です。

こちらの図のように、この筆のあたりに住宅と農業用倉庫を建設されます。

次に隣接農地についてですが、申請地は、東側は田、西側は畑、北側は宅地と田、南側は県道に接しています。隣接農地承諾書が提出されており適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に用排水計画ですが、雨水は敷地内に溜枡を設置し、南側道路側溝へ流入させ、汚水は、北側市道内の公共下水道へ流入させるため適当です。こちらが県道側になるのですが、このように枡を設置して県道側の水路に雨水に関しては流すようになっております。

被害防除計画ですが、申請地にはわずかな凹凸があるため、盛土と切土を行い、造成し、法面には芝を張ります。土砂等の流入の恐れはなく適当です。

最後に建築面積は1,000㎡以下であるため適当です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 今日●●●推進委員が説明することになっておりましたが、急遽私の方が説明いたします。今事務局の説明でおおむね十分だと思います。ただ●●●をさかのぼって●●●の公会堂を右に行ったら●●●で、左に行ったら●●●という説明があったらよかったです。これは私が相談を受けてほぼ1年経ちました。去年の11月の始め頃のことだったと思いますが、行政書士の方から若い者が住むから家を建てたいので相談に乗ってこないかということで、

たまたまそこが農振地域だったもので、私もそこが農振農用地と知らずに受けたのが間違いだったのですが、行政書士の方にいろいろ手続をとってもらい、農業委員会でも農振農用地を外してもらったということで、今日の申請に至ったということでございます。本人たちも何度も聞かれたと思いますが、今日こうしてめでたく許可がおりるということで、私もたいへん満足しておるところであります。若い世代が田舎に住宅を建てて住むということは、なかなか珍しいことでございます。私共も少子高齢化の中で、地域では新成人が非常に少なくなりましたので、彼らに期待するところは大きでございます。慎重にご審議をいただきまして、是非よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第63号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第63号第1項についてご説明します。議案は、8ページです。

通常の3条による所有権移転であれば、農業委員会での議決が必要となり、許可も決議されてからとなりますが、農地中間管理機構が行う、農地売買事業につきましては、届出は必要ですが、許可不要案件となっております。

第1項、今回の案件につきましては、農業委員会のあっせん事業も行っており、9月24日にあっせん会議を行い、●●●地域の●●●委員さん、●●●委員さんに出席いただいております。

萩市農業委員会におきまして、議案記載のとおり、地権者1名、

●●●さんですが、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積3,031㎡ほか1筆、合計5,946㎡について10月2日にやまぐち農林振興公社へ受理通知を渡しております。

今後、土地所有者から一旦、やまぐち農林振興公社が購入し、のちに●●●さんへ売却されることとなります。

場所ですが、●●●の事務所といいますか倉庫がこの辺にあるのですが、この辺が●●●です。そのすぐそば、基盤整備してあるのですが、畑が2枚ございます。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第63号の報告は終わります。

議 長 議案第64号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第64号を説明します。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画の案ですが、事業の関係でこの時期に処理する必要があるものを上程いたしております。公告は11月1日付となります。それでは農地中間管理事業による利用権設定状況（令和2年11月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。以下一番下の合計の数字を読み上げていきます。左から件数1件、筆数11筆、田の面積が19,434㎡となっております。この農地中間管理事業は都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理機構が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって、賃借関係が発生します。次ページ以降に内容が記載されています。右端に受け手の名前を記載しております。

今回は、一つの法人、●●●が受け手となっております。

続きまして、3ページ目以降に記載しておりますが、所有者不明農地に係る権利設定についてご説明します。所有者不明の遊休農地または、その恐れがある農地について、農業委員会において所有者の探索を行いました。過半の持分を有する者がわからなかったため、その旨を農地法第32条第3項に基づき公示を行いました。公示によっても、過半の持分を有する者がわからなかったため、その旨を農地法第41条1項に基づき農地中間管理機構に通知しております。今後、農地中間管理機構が県知事に裁定の申請を行い、公告されたのちに、利用権を農地中間管理機構に設定する裁定が下りる予定です。通常は、集積計画で出し手から公社へ、配分計画で公社から受け手へと、権利の設定が行われるわけですが、今回は裁定によるため配分計画のみの作成となります。内容については集積計画の様式により、整理しております。県の公告は12月1日となる予定です。

農地中間管理事業による利用権設定状況（所有者不明農地）（令和2年12月1日）の資料をご覧ください。この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は、表のとおりとなっております。一番下の合計の数字を読み上げていきます。12月1日に設定されるものは、新規が2件、筆数7筆、田の面積16,213㎡です。利用権設定の内容につきましては、次のページ以降に記載されております。所有者不明農地の説明ですが、緑色のパンフレットがあると思いますが、「所有者が分からない農地の貸し借りができるようになりました」というパンフレットでございます。これは農業経営基盤強化促進法に書いてありまして、今回は農地法でいきます。農地法でいきますと6ヶ月ほど公示をしたのちに中間管理機構にその旨を通知し、県が公告をされてそれから裁定が下りるといことです。内容について説明しますが、2ページの真ん中のあたり、新しい制度の概要というところですが、事実上の農地の管理者、これが大きく変わったものです。今回は所有権が誰も分からない場合ということにあてはまりますが、新しい制度を利用すれば相続人が分からなくても、農地中間管理機構への手続きで貸し借りができるようになったと、農地中間管理機構の名義で貸すことができるということでございます。手続きについては、一般に農業委員会にて所有者が分からない場合は戸籍を調べております。法改正によって配偶者・子まで調べて、不明の場合には、法的手続きをとるという方法をとっております。このようなことで今回、表の1番、2番とここで公示をすませて、3番の裁定の申請を今から行う段階でございます。これが決定しましたら配分計画を出す予定となっております。

ります。以上でございます。

議 長 難しい説明でございましたが、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので採決いたします。議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第65号「農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第65号第1項の説明をいたします。議案は11ページです。農政課より、農振農用地域の除外編入に関する意見聴取があった場合、1,000㎡を超えるものについては、意見書交付について可否決定を行うこととしております。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北へ2.7kmに位置します。●●●、申請者は●●●の●●●さんです。植林をされるとのことで、農用地除外後は農地転用の許可申請をしていただきます。

申請地の場所ですが、この辺りが●●●の●●●からもう少し上に上がったあたりになります。そこから●●●の方に向かって●●●側沿いに進んでいき、申請地がこちらになります。こちらの図のちよっと見えにくいかもしれませんが、黒い点が打ってある所に赤松を植えられるとのことです。

申請地は、西側は雑種地、南側と北側、東側は畑に接しています。農用地区域内農地ですが、一団の農地の縁辺部に位置しているため、農用地区域から除外しても、農業振興上の支障は少ないと思われます。

農用地区域から除外することについて、異議のない旨の意見書を交付してよろしいか、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
事務局ちょっといいですか。点が打ってある所に植えるよう
ですが、1, 045㎡、1反で50本植えると。普通は300本です
から、これだとあとの管理が大変ですよ。1アールに5本しか
ないから、その間を全部草刈しないと。これはうそじゃないか。

佐伯委員 赤松は松くい虫がどんどん増えて大変と思うが、
どういう目的で赤松を植えるのかちょっと理由がわからんね。

事務局 所有者さんのお話だと、赤松を50本植林される
というふうに聞いているのですが。

(●●●委員が挙手)

議長 はい。●●●委員。

第7番 植林が50本となっておりますけれども、赤松を
そのまま自然に立木といいますか1本に仕立てるの
ではなくて主に、花木用に用いられる植え方
です。それで50本という限定になっているわけ
です。

議長 用材ではないわけですね。

第7番 すみません。そういう言い方のほうが
わかりやすかったですね。

議長 赤も黒も抵抗性若松があるから、でも
确实ではないですね。

議長 それでは採決いたします。議案第65号
について、原案のとおり決定することに賛成の
農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第65号は原案
のとおり決定いたしました。

(報告事案-2)

議長 議案第66号「農業振興地域整備計画の
変更に係る意見書交付に

ついて」を議題に供します。第1項から第4項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第66号第1項の説明をいたします。議案は13ページです。第1項から4項はすべて携帯電話無線基地局についての申請であり、申請人は●●●の●●●さんとなっています。認定電気通信事業者が携帯電話無線基地局を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し、農地転用の許可を要しません。

また、申請地は4筆とも、一団の農地の縁辺部に位置しているため、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ない旨を報告しています。以上です。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案66号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第67号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第67号を説明します。議案は15ページです。議案につきまして第1項、2項に分けておりますが借受人、貸付人が同じでありますので、第1項、2項合わせて説明させていただきます。第1項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,443㎡外1筆、合計3442㎡、賃借人は、●●●の●●●さんです。賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は自己管理になります。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案67号の報告は終わります。

ます。

(報告事案-4)

議 長 議案第68号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第68号第1項を説明します。議案は17ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月11日、会長、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から南西へ350m、●●●、登記地目は畑、面積94㎡です。申請人は●●●、●●●さん外1名です。

申請地は、こちらが●●●で、こちらの方に●●●があります。こちらの方が●●●です。こちらの細い部分が申請地になっております。申立てによると、申請地は、昭和46年、昭和58年に分筆された当初から、隣接する道路と一体利用されていたとのことです。本調査によると、申請地にはバラスが敷かれ、隣接する道路と一体化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案68号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時45分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年10月20日

萩市農業委員会会長

岸岡 兼雄

委員

小野村 寿美夫

委員

藤田 芳昭